

国民健康保険料の納付は 被保険者のみなさんの義務です!

国民健康保険は、市民のみなさんの健康を支える大切な制度です。



問い合わせ先
市役所 南庁舎 保険年金課
☎(0857) 20-3483

国民健康保険は、被保険者のみなさんの保険料と国・県の支出金を財源に、みなさんが受診された医療費を賄うという相互扶助による制度です。しかし、医療費は、高齢化などにより増加を続ける一方で、景気の低迷などにもなう保険料の納付率の低下により、本市の国保財政は、数年前から単年度収支で赤字が続いています。市では、財政の健全化、被保険者の負担の公平、また、保険料の値上げを抑えるためにも、保険料の収入確保を重要課題として位置付け、本年6月以降、納付率向上の新たな対策について検討を行い、滞納整理の強化に取り組んでいます。医療給付を受けるためには、保険料の納付は義務であるというご理解いただき、納期限内に納付していただきますようお願いいたします。

本市では、国保財政の維持のため、保険料の納付について、次のような取り組みを行います。

▼**休日納付(相談)窓口の開設**
平日に納付が困難な人のため、休日(平成18年の3、5月の最終の日曜日)に、納付または納付相談窓口を開設します。詳細については、改めてお知らせします。

▼**口座振替利用の推進**
納期毎に金融機関まで出向く必要のない、口座振替をお勧めします。納め忘れもなく便利です。手続きは、保険年金課または各金融機関の窓口で行えます。

▼**滞納処分の強化**
被保険者の負担の公平を維持するため、長期あるいは高額な滞納者および悪質な滞納者には、財産の差し押さえなどをを行います。

貯水槽水道の 適正な管理をお願いします

ビルやマンション、学校などの多くは、水道水を受水槽にいったんためて給水しています。このような給水方法を「貯水槽水道」といい、受水槽容量により次の2種類に分けられています。

受水槽が10立方メートルを超えるもの⇒**簡易専用水道**
受水槽が10立方メートル以下のもの ⇒**小規模貯水槽水道**

貯水槽水道は、水道法などにより設置者の責任で管理を行うことになっています。管理が悪いと水が汚染されるおそれがありますので、次のように適正な管理をお願いします。

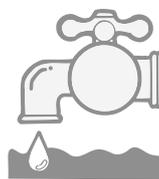
- ▶ 1年に1回、清掃業者による清掃を行ってください(有料)。
- ▶ 1年に1回、次の登録検査機関による検査を受けてください(有料)。(財)鳥取県保健事業団 ☎(0857) 23-4841
- ▶ 蛇口から出る水の色、濁り、臭い、味、残留塩素の有無に注意し、異常があれば水質検査をしてください。
- ▶ 供給する水が人の健康を害するおそれがあるときは、直ちに給水を停止し、利用者に知らせてください。

問い合わせ先
簡易専用水道 市役所第2庁舎農村整備課 ☎(0857) 20-3246
小規模貯水槽水道(簡易水道区域) /
/ (上水道区域) 水道局給水課 ☎(0857) 53-7933

**簡易水道使用料は
期限内にお支払いください!**

簡易水道事業は、みなさんから納めていただいている水道使用料で運営しています。このため、水道使用料をお支払いいただかないと、簡易水道施設の安定した維持管理に支障をきたすおそれがあります。

市では、水道使用料の未納者に対して、督促や訪問を中心とした対策を実施していますが、それでもお支払いいただけない場合は、やむを得ず給水を停止することもありますので、納入期限内に納めていただきますようお願いいたします。



問い合わせ先
市役所第2庁舎農村整備課
☎(0857) 20-3246
各総合支所産業建設課
(10ページ上段参照)